

バルバドスにおける新型コロナウイルス関連情報（1月27日現在）

〈前回掲載内容からの変更点のポイント〉

◎2月3日（水）から17日（水）までの15日間、再びロックダウンに入ることが発表され、新たな規則が追加されました。

◎バルバドスにおいて新型コロナウイルスの変異株が確認されました。

〈本文〉

●1月26日時点のバルバドスにおける新型コロナウイルス累計感染数は1,427名、累計死亡者数は10名、累計治癒数は1,057名となっています。年始から国内感染者数が急激に増加傾向にあるため、人混み等を避けるとともに、適切な感染防止対策を講じて下さい。

●1月26日、ミア・モトリー首相は、バルバドスにおける新たな新型コロナウイルス陽性者の内、英国型変異株が3件確認された旨発表しました。

●1月26日、ミア・モトリー首相は、2月3日（水）から2月17日（水）まで再びロックダウンに入ることを発表しました。2月3日から追加・変更される規則は以下のとおりです。

○2月3日から追加・変更される規則

- ・午後7時から翌午前6時まで外出禁止。
- ・新型コロナウイルスの感染症状が見られる場合、保健省担当官が戸別訪問し、迅速抗原検査を実施する。
- ・スーパーマーケットは平日の午前8時から午後3時までのみ営業可。
- ・その他市場、小売店、販売業は営業不可。
- ・薬局、ガソリンスタンドは通常営業可。
- ・銀行は2月3日から2月9日まで営業不可。
- ・レストラン、バー、ジムは営業不可。
- ・公共交通機関は60%の乗車率で運行可。
- ・建設・工事業は、一部例外を除き停止。
- ・70歳以上の高齢者に対し、向こう三週間の自宅待機を勧告する。
- ・医療上の特殊事情がある者を除き、全ての公共の場でのマスク着用を義務付ける。
- ・全ての入国者に対し、バルバドスへ向けて出発前3日以内に受検したPCR検査の陰性証明の提示を義務付ける。

- ・全ての入国者に対し、バルバドス到着時に空港において迅速抗原検査の受検を義務付ける。陰性証明を有する場合も最低5日間の隔離期間を設ける。
- ・規則遵守を監督するための監視官を配置する。

○継続される現行規則

- ・一定の条件下で開催される葬儀等を除く全ての集会・イベント等の開催を禁止。
- ・ビーチや公園を利用する場合は運動及び水泳目的に限る。また、複数人数で利用する場合、同一世帯且つ10名以下でなければならない。
- ・製造業者、ガソリンスタンド、ホテル等宿泊施設は24時間営業可能。
- ・違反者には5万バルバドスドル以下の罰金か1年以下の懲役、もしくはその双方が科せられる。

●皆様におかれましては、引き続き最新の関連情報を収集し、感染予防に努めてください。なお、万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館まで御連絡ください。

バルバドス政府情報サービス機構 (GIS)

<https://gisbarbados.gov.bb/>